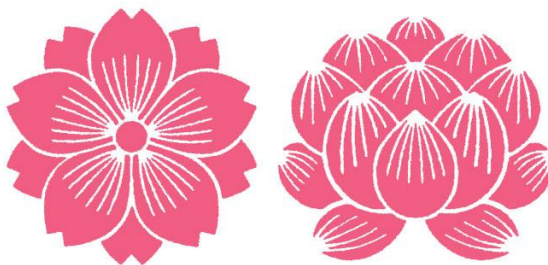


Cùng nắm chặt tay nhau

手と手をとって



the **10**th

**Japan Vietnam Festival  
in Ho Chi Minh City**

第10回 ジャパン ベトナム フェスティバル in ホーチミン

＜ブース出展のご案内＞

Confidential

© Japan Vietnam Festival 実行委員会 All Rights Reserved. 本資料に掲載された情報を無断で使用・複製することは固く禁じます。

## 「the 10<sup>th</sup> Japan Vietnam Festival in Ho Chi Minh City」が 2025年3月8日(土)～9日(日)にホーチミンにて開催決定！

ベトナム最大規模の日越イベント「Japan Vietnam Festival in Ho Chi Minh City」第10回が、2025年3月8日(土)～9日(日)の日程で開催決定いたしました。

日越外交関係樹立50周年の節目の年である2023年に開催された第8回は、コロナ禍前を上回る過去最多の延べ485,000人の来場者数を記録しました。そして、今年8月に開催された第9回でも延べ428,000人の方々にご来場いただき、144社200ブース以上の出展となりました。第10回においても、同会場にて数多くの日本企業・団体様にとって、ベトナム市場での効果的なプロモーションの機会になることをお約束いたします。

## 延べ40万人以上が来場！ 現地ホーチミンでは毎年恒例の人気日本イベント



Confidential

## イベント概要

名称 日本語: 第10回 ジャパン ベトナム フェスティバル in ホーチミン  
英語 : The 10th Japan Vietnam Festival in Ho Chi Minh City  
略称 : The 10th JVF / 第10回JVF

開催期間 2025年3月8日(土) 10:00~20:00  
9日(日) 10:00~20:00

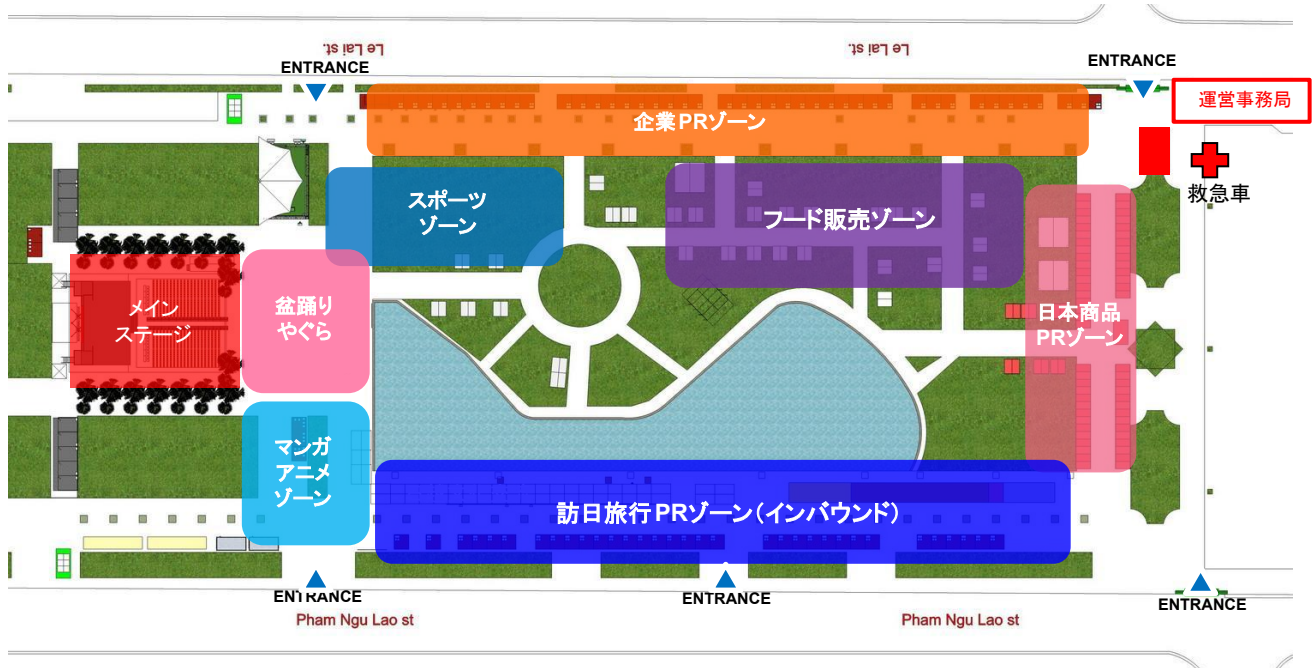
開催場所 9月23日公園 (Cong Vien 23 Thang 9) Bエリア  
住所: Cong Vien 23 Thang 9, Pham Ngu Lao, Dist 1, Ho Chi Minh City

主催 ホーチミン市人民委員会、Japan Vietnam Festival 実行委員会

目標来場者数 延べ 450,000人

目標ブース数 200ブース以上

## 会場レイアウト(予定)



Confidential

## 会場概要

会場名: Công viên 23 tháng 9 / 9月23日公園 Bエリア  
住所: Phạm Ngũ Lão Ward, District 1, Ho Chi Minh City



タンソンニャット国際空港 ⇄ 9月23日公園 タクシー移動:約40分



Confidential

## ブース出展 お申し込みの流れ

出展申請フォームの送信 **12月13日(金)締切**

上限に達し次第早期終了となる場合がございます。

<https://forms.gle/nr9FEjo4E841BDF29>

フォーム申請後1週間以内に  
申込み受領メールを事務局より送付。  
各種申請書のご案内なども合わせてお送りいたします。

追加備品申請・輸送申請など各種申請  
**12月25日(水)締切**

出展者様向けブース出展マニュアル  
1月中旬～下旬に事務局より送付予定

2025年3月8日(土)・9日(日)  
**第10回 ジャパン ベトナム フェスティバル 開催**

## ブース出展費用とキャンセル料について

出展申請書 締切

2024年12月13日(金)

### キャンセル料

お申込み後、ご出展者様のご都合により出展をお取り消しされる場合には、右記のとおりキャンセル料が発生いたします。

2024年12月14日(土)以降  
お申込み金額の 100%

ブース申請フォーム: <https://forms.gle/nr9FEjo4E841BDF29>

セキュリティの問題などで Googleフォームにアクセスできない場合は事務局までお問い合わせください。申請用紙をお送りします。

### ■各種プラン案内一覧(詳細は次項から記載いたします。)

各種プラン	出展費用 (2日間使用)	参加対象区域
① ブース出展	400,000円	①1小間 ②業種・出展内容を確認の上で、主催者が参加区域を決定いたします。

- 1小間2日間でのご契約になります。1日のみのご出展でも出展料金は変わりません。
- 出展小間位置の希望はお受けできません。
- ブース位置については、お申し込み団体様の業種等を考慮し、主催者側で決定させていただきます。
- 仕様は予告なしに変更になる場合がありますので、ご了承ください。
- スペース渡し(ブース外壁や備品を使用せず、特別な施工を行う等)は、3ブース以上の場合のみご対応可能です。

### ご請求・支払いについて

12月13日(金)の出展受付締切後に事務局よりブース出展費用のご請求書を発行させていただきます。

イベント開催前の2025年2月末までに必ずお支払いいただきますようお願いいたします。

本イベントの支払い口座は日本・ベトナムでお選びいただけます。

他国からの送金も可能ですが、お支払い時にかかる送金手数料、中継手数料、受取手数料等、一切の手数料は、すべてご出展者様にてご負担いただきますので、予めご了承ください。

### キャンセル料

お申込み後、ご出展者様のご都合により申込をお取り消しされる場合には、以下のとおりキャンセル料が発生致します。

**2024年12月13日(金)まで: キャンセル料は発生いたしません。**

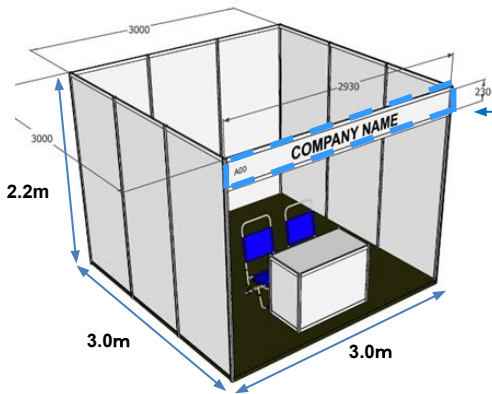
**2024年12月14日(土)以降: お申込み金額の 100%、キャンセル料が発生いたします。**

- ✓ キャンセルのご連絡は、必ずメールにてお知らせください。
- ✓ メールでのご連絡に対し、祝休日を除く平日2日以内に返信対応を行っております。2日以上、事務局より返信メールが確認できない場合は、お手数ですがお電話にてご連絡ください。(不具合等により、メールが届いていないケースが稀にごございます。)

## ブースご出展申し込み概要

### ■スタンダードブース

- ・ ブース出展 1小間(9m<sup>2</sup>): **400,000円(非課税) / 2日間使用**
- ・ 出展費用に含まれるもの



**社名版: サイズ2.93m(W)×0.23m(H)**

1. 基本掲示... 出展名(英語表記)、テキスト掲示
2. 持込布バナーなどの装飾可
3. オリジナル社名版作成... **追加備品申請書**よりお申込みください。

・ レイアウトはイメージとなります。設営の関係上変更の場合がございます。

・ オリジナル施工をご希望の場合でも、雨対策用のテントは必須となりますので、基本的にはテント下での施工実施となります。

内容			申込書
①テント	1セット	サイズ: 3.0m(W)×3.0m(D)×2.2m (H)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出展申請書</li> <li>・ 出展内容申請書</li> <li>・ 追加備品申請書</li> </ul>
②社名板	1枚	サイズ: 2.93m(W)×0.23m(H)	
③カウンターテーブル	1台	サイズ: 1.2m(W)×0.6m(D)×0.75m(H)	
④イス	2脚	—	
⑤照明	1灯	—	
⑥扇風機	1台	—	
⑦ゴミ箱	1個	—	
⑧電源コンセント(5A)	1口	日本規格と同じ、A型	
⑨OAタップ(延長コード)	1個	6個口タイプ、5m	
⑩出展者ID	5枚	—	
⑪JVf公式フェイスブック(ベトナム語)でのPR投稿1回			

## ブース出展に関する留意事項 / 禁止事項

### 次の行為は禁止行為に該当します。

- (1) 小間の転貸、売買、譲渡、交換  
出展者は相手が他の出展者あるいは第三者であることを問わず、出展小間の一部あるいは全部を転貸、売買、譲渡、交換することはできません。
- (2) 別会場への誘導を目的とした出展  
本出展会場以外の場所で主要な製品の展示や、セミナーなどを行い、本イベントの来場者を当該別会場へ誘導することを目的とする出展はお断りします。
- (3) 出展物の即売  
主催者、実行委員会が指定するエリア外では、出版物、出展物の即売を禁止します。
- (4) 迷惑行為  
小間の外および通路における来場者に対する強引なブースへの誘導は禁止します。また、極端に執拗な製品説明なども迷惑行為と見なし、禁止する場合があります。
- (5) 個人情報収集を主目的とした出展の禁止  
ブース内において、自社が取り扱う製品の展示や、商品・サービスPRをすることなく、来場者の個人情報の収集を主目的として行う出展は禁止します。また、すべての出展者にも個人情報保護法の要件を満たした行為や対応をお願いします。

### 出展者の責任

- (1) 支払いの責務  
出展者は当事務局が請求する出展料ならびに諸経費の支払いにつき、その支払いが完了するまでその責を負うものとします。
- (2) 法令の順守  
出展物等の輸送および管理、造形物およびその管理等については、日本、現地双方で施行されている法令を遵守するものとします。
- (3) 損害責任・管理責任・保険について
  1. 主催者 (Japan Vietnam Festival 実行委員会) は、期間中における会場の管理・保全については、警備員を配置する等、事故防止に盡の注意を払いますが、天災、火災、盗難、紛失、その他不可抗力により、人身および物品に対する傷害・損害が生じた場合、その責任を負いません。したがって、盗難防止等の措置を独自で施すことをお勧めします。
  2. 出展者が会場において、来場者、他の出展者およびその他第三者に対し人身の死傷または物的損害を生じさせた場合には、当該出展者の責任ですべて処理するものとし、主催者、実行委員会は何ら責任を負わないものとします。
  3. 出展者は出展物等に保険を付すなどの措置をとるようにし、独自の管理を行ってください。
  4. 実行委員会は会場の管理、保全、秩序の維持、ならびに来場者の安全に万全を期しますが、これらに支障をきたすと判断した実演については出展者に対して必要な対策を依頼し、実演の制限、または中止を求めることがあります。出展者の実演により万一事故が生じた場合、主催者、実行委員会は責任を負いません。該当出展者は直ちに必要な措置をとるとともに事務局まで連絡してください。
- (4) 開催スケジュールの遵守  
出展者は搬入・開催スケジュール・搬出について、実行委員会、主催者の指定する日時を遵守することとし、開催期間中は一切の搬出作業を行わないものとします。

### 不可抗力による開催中止・短縮

- (1) 地震・台風・火災等の天災、感染症、テロ、第三者からの指示・命令、その他不可抗力により本イベント開催が著しく困難となった場合、実行委員会、主催者は開催前または開催期間中であっても、開催中止または開催期日・開催時間の短縮等を行うことがあります。その場合、主催者が上記の決定を行った後、速やかに出展者に通知し併せてホームページ等を通じ公表することとします。
- (2) なお、この決定および実行により被る出展者の損害については、実行委員会、主催者は一切の責任を負わないものとします。開催以前に、不可抗力により全日程が開催中止となった場合、主催者は弁済すべき必要経費を差し引いた出展・出演料金の残額を出展・出演者に返却します。
- (3) 開催中に発生した不可抗力により、開催期日・開催時間を短縮した場合については、出展・出演料金は返却しません。
- (4) 不可抗力による開催中止または短縮のため出展者が要した費用等については補償しません。

### 出展者間の紛争の処理

出展者と他の出展者との間で生じた出展物、出展物に関する広告および知的財産権並びに小間の使用に関する紛争その他すべての紛争は関係する出展者間で解決されるものとし、主催者、実行委員会および事務局は何らの責任を負わないものとします。



**独立小間の設計における避難導線と見通しの配慮**

独立小間の設計にあたっては、隣接他社の小間位置を十分に考慮いただき、緊急時の避難導線の確保と隣接他社を見通せるような配慮ある設計をお願いします。

- (1) スピーカー設置位置の制限  
スピーカー等の拡声装置を、近隣ブースに対して正面に向けることを禁じます。必ず、ブースに対して正面より内向きになるように設置してください。また、壁面や造作柱にスピーカーを設置する場合、スピーカーの中心軸を垂直下方に45度までとします。
- (2) 安全対策
  - ① システムパネル(オクタノルム)の設置に際しては、帆立補強、コーナー部に対するビーム補強、ウェイトの設置等で転倒防止策を講じてください。独立什器には、壁面または床面への固定等による転倒防止策を講じてください。
  - ② 映像モニターやスピーカー、チャンネル文字、照明器具、その他高所に設置する施工物の取り付けに際しては、ボルト固定や、ワイヤー等での落下防止策を講じてください。

**ブース設計**

展示・実演に関わる全ての行為は自社小間内で行うこととします。特に下記の内容について、行為を行った場合、実行委員会より改善要求をします。改善されない場合は、出展を中止していただく場合があります。

- (1) 小間外スペースの使用禁止
  1. 小間周囲の通路に来場者を多数滞留させることはできません。ステージ等を設置する場合は、小間内に来場者を収容して見学できるような小間設計を行ってください。
  2. 小間の規格外に出て、来場者の誘引、来場者に対するアンケート行為およびこれに類する行為はできません。
  3. 小間周囲の通路および小間の裏側に出展物、装飾物、カタログ、備品、植木、梱包材等を置くことはできません。
  4. 通路など的小間規格外の空間を利用して、製品展示やプレゼンテーション行為などはできません
  5. 照明を通路や会場壁面または天井等へ投影する行為は禁止します。
- (2) ステージならびに映像装置の設置  
小間内に製品プレゼンテーション等を行うためのステージならびに映像装置を設置する場合は、来場者が通路に滞留しないよう、必ずブース内に来場者を収容する十分な視聴スペースを確保してください。また、ステージならびに映像装置の設置高さによる来場者の視野角と適正な視聴距離にも十分ご配慮ください。なお、会場で問題が発生した場合、改善を要求する場合があります。

**天井構造**

- (1) 天井構造
  1. 原則として、天井が重複する構造(二重天井)は設置できません。
  2. 原則として、装飾に使用する素材は防災処理されたものになり、装飾素材には防災シールを貼付してください。
  3. 特殊構造の施工をする場合は、原則として平面図(天井部分の場所及び面積を図示したもの)と立体図(天井部分と周囲の壁等を把握できるように図示したもの)をご提出ください。また、天井部分が防災素材使用の旨を明記してください。
- (2) 消防・避難用設備等
  1. 消火器は事務局指定のものをご使用ください。
  2. 自動火災報知設備(煙感知器)等の設置はありません。必要と思われる場合は、業務用の自動火災報知設備を設置し、設置届(設置試験結果記載のもの)を事務局に提出してください。
  3. 面積や形状などによって、避難口及び避難口誘導灯が必要と思われる場合は、出展者各自で用意をしてください。
- (3) 天井吊り構造／二階建て構造
  - ・ 天井吊り構造および二階建て構造は禁止します。

**防火・防災対策**

- (1) 出展ブース内で厚い布およびヒダのある紙類を貼付、または大量のチラシを配布する場合は、原則として、出展者の判断により防火性能を有するものを使用してください。火の不始末、たばこの投げ捨てなどで発火する危険性のある場合は、出展者の責任において管理監督することをお願いします。
- (2) どん帳、カーテン、展示用の合板、繊維板、布製ブラインド、暗幕、造花、じゅうたん等の床敷物、工事の際に使用する工事用シート、その他の物品は、原則として、出展者の判断により防火性能を有するものを使用してください。
- (3) ホンコンフラワー、ウレタン、アセテート、ポリエステル、ナイロンなどは防火性能を与えることが困難であるため使用はお勧めできません。(原則として、出展者の判断により使用可能)
- (4) 梱包、保管目的以外の施工物として、発泡スチロールの使用はお勧めできません。スタイロフォームのような材質のものをお勧めします。(原則として、出展者の判断により使用可能)

### 音量規制

説明・実演または演出などにより、自社小間内より発生される音量は、75dB以下を目安として数値を厳守してください。来場者にとって最も説明を聞きやすい展示環境を保つため、ご協力をお願いします。

- 1 大まかな数値として、小間の境界線から2m程度離れた場所において事務局が測定する音量を基準とします。
- 2 会期中、事務局にて定期的に音量測定を行う予定ですが、開催前日および会期中に自主的な音量測定を行ってください。(来場者にとって最も説明を聞きやすい展示環境を保つ程度)
- 3 事務局の音量測定により規程値を超過している場合、出展者に対して改善を要求し、出展者はこれに従わなければなりません。
- 4 規程値内であっても、あきらかに耳障りな音を発生し、隣接小間や来場者より苦情が発生した場合も改善を要求します。
- 5 音響設備の運用責任者は小間内に常駐し、規程に従った運営がされるように常時管理してください。

### 比較表示

出展物の比較表示を行なう場合は、原則として**自社および自社関連グループ企業の商品・製品・技術等を比較する**こととし、他社の商品・製品・技術等と比較表示する場合は当該他社の許諾を得たうえで、他社に迷惑がおよばないように表示してください。

- 1 展示および実演による比較表示
- 2 説明パネル・パンフレット等による比較表示
- 3 ナレーション等による比較表示
- 4 その他の商品・製品・技術等に関する比較表示
  - ・事務局は上記に反した表示を確認した場合、該当する表示の中止または、改善を求めます。
  - ・この要請により生じた出展者の損害等に関して主催者、実行委員会は一切補償しません。
  - ・なお、改善要求に対し、十分な措置が講じられていないと判断した場合、次回以降の出展をお断りすることがあります。

### 模倣品・偽造品の展示等の禁止

- 1 第三者の知的財産権(特許権、商標権、意匠権、著作権等を含みますが、これらに限りません。また、外国における権利を含みます。)を侵害する物品(いわゆる模倣品・偽造品)を展示、配布、または上映すること、その他一切の行為は禁止します。
- 2 出展物その他の物品が模倣品・偽造品に該当、または該当する可能性が高いと実行委員会が判断した場合、実行委員会は、その裁量により、当該物品の撤去等の措置を取ることができるものとします。また、出展者は、かかる措置に異議を述べないものとします。
- 3 出展者は、出展物その他の物品が模倣品・偽造品に該当するか否かに関して実行委員会が行う調査に、協力するものとします。
- 4 出展物の知的財産権に関する紛争は、出展者の責任において解決するものとします。

### 各種表示

事務局では展示ブースにおける各種表示について次の対応をお勧めします。

- (1) 安全表示・警告表示  
展示ブースの安全設計の徹底と、ディスプレイに対する適切な安全表示・警告表示をお勧めします。
- (2) 使用環境の描写製品の展示  
使用環境の描写製品の展示については、その製品の実際の使用環境に近い展示・演出を基本にディスプレイし、「過度な期待」や「優良誤認」等を与えないよう留意してください。なお、実際の使用環境と違う展示については、その旨を表示することをお勧めします。

### 個人情報保護法／出展規程／安全対策

- (1) 著作権処理  
展示・実演で音楽の演奏、オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、著作権に対する処理が必要です。(自社で権利を持つもので、すでに別途権利処理済みのものは不要) 処理方法は、権利者が権利行使に関する事項を委託している一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)等にお問い合わせください。また、映像・動画に関する権利行使は、その著作権を所有する企業または機関・団体にお問い合わせください。
- (2) 光線・照明  
小間外の通路や会場躯体にライト等を照射することはできません。また、LEDなどの光力の強い器材をディスプレイやサインに使用する場合、隣接する他社や来場者の迷惑にならないように、十分配慮して設置してください。
- (3) スモークマシン  
演出のためのスモークマシン(アルコール、オイル等の石油類を原料としたもの。または炭酸ガス、ドライアイス等を使用したもの)の使用を禁止します。
- (4) その他  
実演によって発生することが予想される以下のものについては、あらかじめ予防措置をとり、他の出展者ならびに来場者に迷惑をおよぼさないよう注意してください。  
①熱気 ②臭気 ③振動

**危険物の取り扱い****(1) 実行委員会、主催者の意向により展示場内において次の行為は禁止されております。**

- ① 決められた場所以外での喫煙
- ② 裸火の使用 (火花を発生させる装置、露出した 電熱器などを含む)
- ③ 石油液化ガス等の可燃性ガスの持ち込み
- ④ 危険物 (ガソリン、灯油、マシン油、重油等) の持ち込み
- ⑤ 危険物品 (火薬類、多量のマッチ・多量の使い捨てライター等) の持ち込み

**(2) 禁止行為の解除**

上記禁止行為の②～⑤の解除を希望する出展者は「裸火使用申請書」と「裸火使用承認申請内容明細書」(別紙参照)を提出してください。事務局が指定する申請用紙に必要事項をご記入の上、カタログまたは実演状況説明書(2部)を添付しご提出ください。事務局が検証し、承認を受けたもののみ会場内に持ち込むことができます。

**(3) 会場内は喫煙所をのぞいて全面禁煙となります。****(4) 一般ブースエリアでの裸・ガス・危険物品の利用を禁止します。****規約**

1. 出展小間料を含む全ての経費について手形によるお支払いはお断りします。
2. 本規程は、主催者、実行委員会が認めた場合、その一部を変更することがあります。その場合、変更された規程内容は、JVJF公式ページその他の方法で出展者に告知します。
3. 出展者は各自法令を遵守するものとし、主催者、実行委員会は、出展者の法令違反につき何らの責任も負わないものとします。

**本規程の違反および解釈の疑義について**

本規程に違反した出展者および本規程の解釈に疑義が生じた場合の対応は、下記によるものとします。なお、同規程の解釈は和文規程を優先します。

1. 実行委員会が、出展者のブースおよびその運営方法について出展規程に違反したと判断した場合には、事務局より出展者に改善の申し入れを行います。
2. 上記(1)の申し入れを2度行っても改善がはかられない場合、また本規程の解釈に疑義が生じた場合には、実行委員会によりその対応を協議し、その最終判断に基づき当該出展者に改善を命じます。なお、この協議による結論は最終決定とし、出展者は異議申し立てや損害賠償請求の申し立てをすることはできません。
3. 上記(2)により改善の申し入れを受けた出展者は、即日、改善内容および改善を行う日程等を文書で実行委員会に提出してください。
4. また(2)により改善の申し入れを受けた出展者が上記(3)の対応と改善策を講じない場合、また、実行委員会が改善内容が不十分であると認めた場合、下記の罰則を適用する場合があります。
5. 翌開催日以降の実演・出展活動の禁止。
6. 上記①の処分を守らなかった場合、この事実を公表するとともに、当該出展者の次回「Japan Vietnam Festival」への出展を認めないことがあります。実行委員会は、出展者の代表者で構成された、本展における規程や企画など、運営に関する事項を審議し、決定する機関です。なお、準備期間・会期中は実行委員会が会場に常駐し、出展環境の維持、問題の処理、出展規程の徹底に当たり、問題が発生した際にその処理を行う権限を有します。

## 避難誘導

1. 自身の安全確保
2. ブース来場者およびブーススタッフの安全確保を行う(一次退避場所への誘導)
3. 出展会場外への避難指示が出た場合は、係員の指示に従い、ブース内来場者の避難誘導を行う
4. つづいてブース内スタッフの避難を行う
5. 担当者によるブースの保全(送電停止、出展製品の管理等)
6. 必要に応じた救護活動補助
7. ブーススタッフの安否確認および被害状況の把握
8. 事務局への報告
9. 安全確保(周辺来場者および出展者へ避難を呼びかける)
10. 事務局への通報
11. 消火器による初期消火活動(事務局側の対応以前)
12. 事務局への通報
13. 安全確保(周辺来場者および出展者へ避難を呼びかける)
14. 事務局への通報
15. 被害者による被害届の提出
16. 警察による捜査・対応
17. 救護者の容態確認

軽度の場合:救護室または事務局へ案内

重度の場合(本人・同行者から要請があった場合):救急車の要請

▶基本行動:事務局への連絡→事務局からの救急車要請→事務局による救急車の場内進入と誘導

▶緊急を要する場合:携帯電話から直接、救急車の要請→直後に事務局への連絡→事務局による救急車の場内進入と誘導

※ 救護者の容態と意思を優先して対応

※ ブース内の関係者に対して、災害発生時の行動を周知いただき、緊急時の際に行動ができるようご準備ください。

## 施設

運営事務局:会場内の運営を統括する本部事務局を設置します。

インフォメーション:会場内の施設案内、ブース案内、来場者のお問い合わせに対応します。

## 取材・撮影

実行委員会が指定したスタッフが会場内の取材・撮影を行います。出展者は、取材、撮影に協力し、かつ、実行委員会が認めた団体が本イベントの広報・宣伝活動のため出展内容および運営スタッフ(協力関係会社スタッフを含む)の映像、画像、記事等を使用することを承諾するものとします。イベント中の映像・写真・記事等は、後日ホームページ等で公開することがありますのでご了承ください。

### ■ 報道関係者による取材・撮影

報道関係者にはプレス証を発行します。プレス来場者は独自に会場内にて取材・撮影を行いますので、各ブースへ来場された際には取材・撮影にご協力ください。

### ■ 出展者による他社の展示品等の撮影 許可なく他社の展示品等を撮影することはできません。

### ■ 自社小間の撮影

特に規制はしませんが、撮影の際には一般来場者や他の出展者にご迷惑とならないようご配慮ください。

### ■ 来場者による撮影

来場者の撮影は特に規制はしません。出展者が撮影を禁止したい製品がある場合、あるいは展示実演等の障害になる場合は、出展者にてご対応ください。ただし、来場者が撮影禁止エリアでの撮影、あるいは対象者の承諾なくプライバシー権の一環たる肖像権を侵害した撮影を行った場合は、事務局が撮影目的や撮影した内容を確認する場合があります。

### ■ 主催者による撮影

イベント期間中に撮影された映像・写真の使用権はJapan Vietnam Festival実行委員会に帰属し、今後の広報活動などに使用される場合がございます。

## 搬入作業に関して

### ■ 搬入作業

1. 搬入期間は必ず出展者IDを着用してください。IDを着用していない場合は、会場内に入れませんので、関係者への配布を徹底してください。
2. 各ブースの施工責任者は、事前にブース内の幹線を確認してください。

### ■ 搬入時のゴミ処理

搬入の際に排出されるゴミ・残材等はブース前にまとめておいてください。事務局がまとめて処分します。

## 搬出作業に関して

### ■ 搬出作業

3月9日(日)午後10時を過ぎても搬出されない出展物については、事務局はその責任を負いません。また3月9日(日)中に搬出・撤去が完了しなかった場合は、ゴミとして処理しますのでご了承ください。

### ■ 搬出時のゴミ処理

搬出の際に排出されるゴミ・残材等はブース前にまとめておいてください。事務局がまとめて処分します。

### ブースでの商品販売は可能でしょうか？

ベトナムにおける販売事業ライセンスをお持ちであり、かつ商品登録がされた商品であれば販売は可能です。ベトナム国内での販売事業ライセンスがない場合、または商品登録が為されていない商品(サンプル品など)の販売はできません。詳しくは、事務局までお問い合わせください。

### 展示品や展示資材の国際輸送について？

日本から展示会場への輸送については、事務局にて手配が可能です。12月12日(木)までに事務局にお問い合わせください。輸送ができないアイテムなどもありますので、お問い合わせ後に詳しい内容を確認させていただき、お見積もりをさせていただきます。

**ベトナムでは通関などが大変厳しいため、EMS(日本郵便)、DHL、Fedexなどのサービスを利用して、ご自身で展示会に直送することはおすすめしません。お荷物が通関で止まってしまった場合など、何か問題が発生した際に、事務局では一切対応できませんので、あらかじめご了承ください。**

### 試飲や試食を行うことは可能ですか？

試飲や試食を行うことは可能ですが、事前に事務局へ内容をご申告いただきます。提供物の内容により、別途ベトナム国内における衛生関連の手続きが必要な場合や、冷蔵庫の設置や消毒備品などの設置をお願いする場合がございます。その際は事務局の指示に従って頂きますようお願いいたします。

### ストックスペースはありますか？

会場内に無料のストックスペースはありません。必要に応じて自社ブース内でスペースをご用意頂くか、有料のストックスペースをお申し込みいただけます。追って事務局からお送りする追加備品・設備申請からお申込みください。

### ブース位置は選べますか？

ブース位置に関しては各ブースの業種や実施内容によって、主催者が決定いたします。ブース位置のリクエストや変更はお受けできませんので、予めご了承ください。

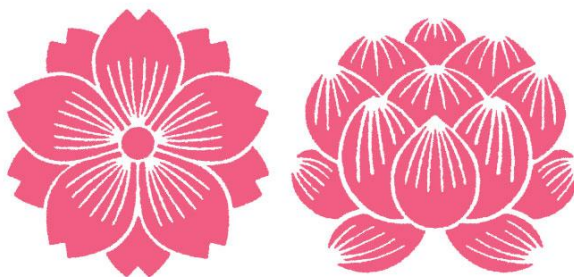
### 会場内に給排水設備はありますか？

会場内に共用のシンクを設置します。場所については最終の出展者案内でお知らせいたします。水道水は飲料としては利用できませんので、食品や調理には使用しないでください。

### ブース内で調理は可能ですか？

一般ブース内でのガスや炭火などによる裸火は禁止となります。IHなどによる電気調理器での調理は可能です。その場合、事務局指定の消化器を追加備品でレンタルしていただく必要がございます。

Cùng nắm chặt tay nhau  
手と手をとって



the **10**<sup>th</sup>

## Japan Vietnam Festival in Ho Chi Minh City

### 問い合わせ先

#### □ JVF日本事務局

- 住所 〒104-0042 東京都中央区入船1-6-3 1F
- E-mail [jvf@aab.co.jp](mailto:jvf@aab.co.jp)
- TEL 070-8437-5829 (株式会社AAB内)

※お問合せの内容を記録させていただき、メールでのご連絡をお願いしております。  
※受付時間 10:00~17:00(土・日及び祝日は除く)

#### □ 各担当者

- ブース出展、貨物輸送関係担当 五十嵐 珠実、河合摩南
- ステージ出演関係担当 勝崎 いずみ、関谷 真司

Confidential